

平成19年9月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成19年9月18日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第44号 決算認定について

(平成18年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第45号 決算認定について

(平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について
(平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について
(平成18年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について
(平成18年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 決算認定について
(平成18年度勝浦市水道事業会計決算)

議案第50号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第52号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

議案第53号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

請願第4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」提出に関する請願

請願第5号 「原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書」提出に関する請願

請願第6号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める請願

陳情第2号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」提出に関する陳情

第3 休会の件

開 議

平成19年9月18日(火) 午前10時00分開議

○議長(末吉定夫君) ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長(末吉定夫君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第44号ないし議案第49号、以上6件を一括議題といたします。本案はいずれも決算認定についてでありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、

これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10 番（児安利之君） 一般会計決算のほうからまず総括的に伺いをいたします。過日の提案のときに監査委員からも報告がありまして、監査委員会の意見書も拝見をし、報告をお聞きをいたしました。特に私がまず聞きたいのは、決算の18年度の地方自治体を取り巻く状況、これが監査委員の結びののところにも書かれてありますが、特に執行部の附属資料である「主要施策の成果に関する報告書」、ここにも決算の概要の3ページに載せられています。「18年度の我が国経済は」から始まって、「企業部門の好調さが雇用とか所得環境の改善に反映して家計部門へ波及するなど、民間需要を中心とした回復が今後も持続すると見込まれている」と、こういうふうにより日本の経済を分析されています。

しかし、本当にそうだろうか。みずからこれを述べた市の執行部も本当にそれを感じているのだろうか。確かに企業部門の好調さはかつてないほど、バブル経済がはじける前の、とにかく今までで一番好調で、その所得も史上空前の所得を得ているということは事実として言われています。だけど、その一方で、家計部門へ波及しているだとか、あるいは雇用とか所得環境が改善されたとか、本当に言えるだろうか。契約社員とかフリーターとか、その他はふえているかもしれないけれども、いわゆる正規社員とか、そういうものについては逆に減っているわけですから、そのことによって企業が伸びたし、そのことによって庶民の暮らしが大変になってきているということだと思えます。だから、端的にこう言っているけれども、私はこれはずなげない。

その次に、「一方、地方財政は、全体で税収が増加傾向にあるとするものの、各団体における伸び率の相違が地域間の格差をもたらして、実質収支や経常収支の改善は一部にとどまるなど云々」と、こう言っている。「さらに、過去発行済みの地方債云々」と、さらに追い打ちをかけて言いながら、その下で、では、18年度、勝浦市はどうだったのかというのが、何回繰り返して読んでみても書かれていない。叙述されていない。つまり、分析されていない。勝浦市の市民を取り巻く経済状況がどうだったのか、前年対比の税収がどうだったのか、一見増収になってきているけれども、それは定率減税の廃止や、あるいは税源移譲による増収であったのかないのか、そういうことも含めて、18年度の勝浦市を取り巻く経済状況がどうだったのかというのがどうも明確になっていない。その点については、どういうふうに把握をされて18年度決算を執行部としては総括されたのか、その点について、まず第1点、お聞きしたいと思います。

次に、2点目は、実質公債費比率の関係について伺いたいと思います。ご存じのように、実質公債費比率の決算における計上というものは、決算カードによれば、平成17年度からですから、2005年度から始まったのですか。そうすると、実質公債費比率について、なぜ政府が新たに2005年度、つまり平成で言えば17年度からこれを取り入れてきたのか。どういう目的があったのか。この点について、実質公債費比率とはどういうものなのか、今までの公債費比率とどう違うのか、この点についてもまずお尋ねをしておきたい。

その上に立って、決算カードによれば、17年度は実質公債費比率、勝浦市の場合、14.7%です。18年度の決算カードでは13.7%、1%数値が下がっているわけでありましたが、これは何が原因でそうになってきているのか。そして、このことはいいのか悪いのか。私は改めて、わかり切ったことを聞いて申しわけないが、それを2点目にお聞きしておきたいし、17年度と18年度、たった2年

ただだから、その流れの傾向を読むのはまだなかなかデータの的には不足しておりますが、しかし、執行部としては、この傾向はどう流れて、勝浦市の場合、財政構造からいって、あるいは地方を取り巻く状況からいって、あるいはまた特会も含めて、勝浦市の投資的経費や、これからやろうとしている投資的な施策展開などを展望しながら、この辺がどう動いていくというふうに見ておられるのか、これについてお尋ねをしておきたい。

次に、水道会計について伺いたいと思います。これも水道事業会計で監査委員の意見書があるわけですが、それも含めての話なんです、一般質問でかなり詳しく同僚議員が分析的に問題提起をしておりますから、私はここでは何点か違った角度でお尋ねをして決算の糧にしていきたい。

1つは、監査委員が出した水道事業会計に対する意見書なるものがあつたわけですが、この提起について、どういうふうに執行部としては認識されたかという点をまず第1にお尋ねをしておきたいと思います。

次に、2点目は、比率表による経営分析がされているのです。その点を意見書の関係でお尋ねをしておきたいんですが、決算審査意見書の12ページに経営分析比率表が載っているのですが、この比率表による分析ですね、固定資産構成比率から始まって営業成績に対する比率まで出されているのだが、これが16年度、17年度、18年度と流れとして出されているのだが、我々としてこれをどう読むのか。執行部はこれを水道事業経営における一つの流れとして指摘されているのだが、これをどう読んでいくのかという点についてお尋ねをしたい。どう読んで、これをどう次年度以降に反映させていこうとしているのか、この点について伺っておきたいと思います。それが監査委員の意見書をどう認識するかの問題。

2点目に、18年度の損益計算書を見てみると、営業利益が2億798万7,000円余り、それに対する支払利息が9,920万1,000円余り、こういうふうになっているわけですね。つまり、もうけの半分近くが借入企業債の利息に消えているという現実があります。そこで私いつも、あいつはばかの一つ覚えでそればかり言うわと思われるかもしれないが、執行部が出した決算書の24ページから25ページに企業債明細書の一覧があります。これを見てみると、水道会計としては繰り上げ償還は余りお金がないからできないと思うんだが、借換債を起こして低金利に借りかえる作業を何件かやってきている。その努力は多とします。

しかし、この一覧を見ると、特に上から3番目から8番目まで、年利が7.15%とか6%、5%。5%以上を拾ってみると、未済が16件あります。このごろ借りた起債は、最後の平成18年7月28日に起こした起債は年利2.5%です。平成31年に返済する。そうすると、8%とか7%だと、金利に5%の差があります。年5%ですから、1億借りて1%の金利は100万円でしょう。そうすると、5%違えば、1億借りて年間500万円違うと、こういう計算です。それは執行部ご存じ、百も承知でやっているのだが。だから、これを、今までもやってくれているのだが、もっと計画的に、鋭意努力して、高金利を一刻も早く、可能な限り借換債に借りかえて、実質金利の軽減を図るという計画が立てられてしかるべき、これは水道企業会計だけではなく、一般会計その他も言えることだと思うのですが、この点、事業会計としてはどういう計画をお持ちなのか。

さっき一般会計で実質公債費比率の関係言いましたが、これには実はペナルティーがあつて、減債基金を必ず積み上げなければ、現実にペナルティーになってしまうわけです。それだけ公債費比率が上がるような仕組みになっちゃっていますから、分母と分子の関係で。そうすると、必ず減債基金は積み上げていかなきゃいけない。今までは事情によっては積み上げなくてもいいというわけ

ではないけれども、済んだわけですが、これからはそういう形も出てくると思うので、それらこれらも含めながら、その点についてお尋ねをしておきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答え申し上げます。まず、18 年度決算概要、この中で、民間需要を中心とした回復が見込まれていると、これは国の一般的な表現でありまして、それが勝浦市においてはどうかというご質問でございますけれども、勝浦市ではまず、自主財源の根幹をなします市税の状況が前年度に比べまして、18 年度、6,700 万円ほど落ち込んでおります。この落ち込んだ分、財政といたしましては、普通交付税が当初見込みよりも約 1 億多く入ってきましたので、市税の落ち込んだ分、これで回復しております。これによりまして、繰越金も何とか例年並みに 2 億 3,000 万円ほど残すことができたという状況でございます。

それと、実質公債費比率の関係でございますけれども、まず、実質公債費比率が設けられた理由でございますが、これは平成 18 年度から地方債が今までの許可制度から協議制度に変わりました。従来の公債費比率、あるいは起債制限比率にかわりまして、この実質公債費比率という制度ができたものでございます。この比率につきましては、基本的には分子に地方債の元利償還金を置きまして、分母に標準財政規模を置いて数値を求めまして 3 年間の平均を求めると。従来と異なりますのは、その分子の元利償還金に公営企業等の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、これらを算入することで、いわば連結決算の見方をしております。この実質公債費比率が 18% を超えますと、協議制から今度、許可団体に変わってしまう。また、25% を超えると単独事業の起債が認められなくなると、そういったペナルティーもございます。以上が制定した理由でございます。

次に、3 点目の 18 年度の実質公債費比率が下がった理由でございますけれども、確かに 17 年度が 14.7%、18 年度が 13.7% と、1 ポイント減少しております。この原因につきましては、純元利償還金、いわゆる土地改良区、あるいは総合運動公園等の債務負担行為、これは土地改良区の補助金が平成 17 年に借りかえによる減少がありまして、これに伴う減によりまして実質公債比率が下がったという、いわゆる土地改良区でかえた起債の分を市が補助金を出してございまして、その分の額が下がったことに伴う実質公債費比率の減ということになります。

それと、これはいいことなのかどうかということですが、当然、実質公債費比率が 18% を超えますと、協議制から今度、許可団体になりますので、基本的には下がっていることは非常にいいことです。ただ、これから先、例えば勝浦小学校の校舎改築に伴います起債の償還等がありますので、これからは 15% 前後に上がってくるかなというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。初めに、監査委員の報告に基づく水道事業の経営分析の関係でございますが、監査委員報告書の 12 ページにおけます経営分析比較の中におきまして、総収支比率、また営業収支比率につきましては、平成 18 年度におきましては、前年度より率が上昇しているところでございます。また、企業債償還等につきましても、借りかえ償還等を進めている中で、償還比率等、減少しているところでございます。平成 18 年度におきまして料金改定をした関係から、このような傾向を示しているところでございますが、引き続き企業債、また資本的収支におけます財源不足等が続いておりますので、監査委員には経営努力を引き続き要請されているところでございます。

また、企業債の残高関係でございますが、例年、公営企業金融公庫の分につきましては、借換債

をお願いして利息の低減を図ってきているところがございますが、ご指摘のとおり、財務省政府資金の関係につきましては、従来よりこの借換債ができない形でできておりますので、企業債明細書におけます財務省関係の20件につきましては、借り入れた時点での利息によりまして償還を続けているところがございます。これにつきましては、引き続き借りかえ等による利息低減につきまして、可能な部分につきましては対応して経営努力を進めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） いや、だから、一般会計のほうから言うと、勝浦市においては、いわゆる国で分析している経済状況と違う、形としてはあらわれてきているのは違うでしょう。それから、執行部が言う、一方、地方財政は全体で税収が増加傾向にあるが、ここでは確かに正確に伸び率の相違が地域間格差であるというふうに言っているから、そのとおりで、勝浦市が下のほうの格差でちやったと、現実には。地方交付税でそれが何とか補てんされたということだと思ふのです。だから、もう少し分析的には、文面においても、国や一般的な経済状況だけ述べるのではなくて、私はやはり具体的に勝浦市の置かれている、あるいは取り巻く現実をリアルに分析上では出すべきだということを主張しておきます。それはそれで結構です。

実質収支の関係はそのとおりだと私も認識しているのだが、ただ、私が言ったのは、これからの、いろいろと施策を遂行上、新たな施策、具体的に言えば、仮称市民文化会館の建設とか、そういう検討委員会なども発足しようとしているわけでしょう。そういうことだとか、新たな施策展開も長期計画や実施計画の中であるわけだ。そういう中で、今後の見通しとしてはどうなのかということですね。それが一つ言える。だから、そういう点で、たまたま17年度対18年度では実質収支比率が1ポイント減少したけれども、たった2つしかないから比べようがない、流れを見ようがないが、しかし、今、予測されている、市がやろうとしている施策、それから、一般質問の中でも話が出ていた広域水道における分担金の関係、これは今までは公債費比率だけなら一般会計の公債費だけだけでも、今、課長が答弁したように、関連する企業会計に対する出資金や、あるいは広域水道だってそうでしょう。土地改良だって、すべて、そこに金を出していれば、それも全部、総和としての実質収支ですから。あるいはヤミ起債と言われる、言葉は悪いが、そういうものもすべて洗い出されるわけだから。そういう点なども含めて、今後、そう実質収支が右方下がり素直に下がってはいかないだろうと私は見ているのだが、その点についてはどうか。しかし、今のところ、数値としては、さっき言ったように14%ぐらいですから、18%には相当の開きがあるので、まだまだ、その側面だけ見れば余裕はあるのだけれども、13%ですか、13.7。だから、そういう点をどう見ているのかということをお聞きしたんですが、その点について再度聞いておきたい。

それから、国の今度の目的について、確かにそういう目的だと思うのです。そういう点では透明性が出たわけで、いわゆるヤミ起債や縁故債、その他の関係が全部そこに計上されてくるから、透明性という点では出てくる。開発協会も今は死に体ですけども、しかし、償還に対する、あるいは裏打ちの債務負担行為なども含めてあるわけですから、そういうものも全部今度、洗いざらいですから、そういう点では透明性が出る。それから、確かさ、明確に市の財政がきちっと、今までもきちっとしているが、全体として見えてくるという点があります。

しかし、その一方で、もう一つの国の目的は、自治体財政を管理する方策として、市場へのシフトを考えていると。つまり、今の公的な資金による起債ももちろんまだやるんだが、そのシフトをどんどん民間金融機関とか、このままでいけば郵便局だって民間ですから。要するに、利益追求以

外にない民間金融資本、ここにシフトされてくるのですから。国の方向がそうなのだから。金主元をそっちに変えようと、流れとしてきているわけです。そうなってくると、当然、自治体がそういう民間金融機関に対する、市場で信頼を持たれるような自治体になっていかなきゃいけない。つまり、健全財政ですよということになっていかなきゃいけないということだと思っております。それを国もねらっているわけで、そういう点から言えば、もっと合理化やれ、もっと行革やれ、もっと人件費減らせ、これが一層強まってくるだろう。住民の要望があったって、金がないんだからできないということで、もっと財政を締め上げろ、こういうことにならざるを得ない、仕組みから言って。だから私は、そういう点ではもろ刃の剣で、一方では透明性が出る、信頼性も出るかもしれないが、このことはたった実質収支比率一つだけのことではないというふうに認識しているのだが、その点についてはどうなのか。私はぜひ、そういう点も踏まえながら今後の行政運営をしていってもらわないと、結局、市民要求、市民要望をかなえていく点での厳しさが出てくるだろうというふうに思うんですが、その点についてどうなのかお伺いしておきたい。

それから、水道事業会計ですが、確かに経常収支比率だとか総収支比率は年々改善をされている。これは課長もくしくも言ったように、18年度に17%幾つですか、料金値上げをしたからですね。たしか14年度でしたか、それのときに35%やったから、合わせると、今、19年度だから、5、6年の間に勝浦市の水道料金は5割増しになったのです。最初の、最初って14年度だか13年度だかのときの料金を100とした場合、現在5割増しなのです。率から言って1.5倍になっているのです。そういう料金改定の結果がこういう営業収支比率が好転をしてきている。これが今の料金のままで、そのまま持続して行って、こういう状況がずっと、未来永劫とは言わないけれども、しばらくの間、こういう経営状況が続いていくと思っているのかどうかという点です。私はまたぞろ近いうちに料金改定がなければ、この数値は出てこないだろうというふうに見ているのだが、その点について率直なところをお願いしたい。

上のほうの自己資本構成比率も52.1%から65.6%、66.8%と好転している。世情言われていることは、日本は企業の自己資本比率は欧米から比べて非常に低いと。15%から25%ぐらいのところがいっぱいあると。欧米では40~50%の自己資本比率をみんな持っているということが言われているのだが、そういう点からすると、自己資本比率はやはり経常収支比率と同じような状況で好転しているのだが、しかし、こういうことだって、また今度、企業債を起こすという状況がこれから減っていくとは決して言えない。増えこそすれ減っていくことはあり得ないわけですから、そういう点等々を踏まえると、この経営分析、比率表で示されている16年度から18年度の流れがそのまま同じような流れというふうには私は考えにくい。料金を改定しないという前提に立てば。そういう点を分析的に、経営的にどう見ているのか。その点についても再度お尋ねをしておきたいと思えます。

もう一つ、全体の問題ですけど、これは執行部の問題なのか議会側の問題なのかかわからないけれども、監査委員の報告について、長年私も議員をやらせてもらっているが、勝浦市の場合は、2人いる監査委員の議会選出の監査委員が議会で監査委員会の報告をずっとやっているのだが、なぜ勝浦市の場合は筆頭監査委員である学識経験者の監査委員が議会に来て、議会での監査報告をやらぬのか、その点について疑問に思っている一人なんですけれども、その点、執行部に考え方が特にあるとすれば、議会に対する出席、その点はどうなのか、ちょっと別件で申しわけないが、お伺いしておきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。実質公債費比率の今後の見通しということですが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、18年度につきましては、いわゆる連結決算、その段階で言いますと、土地改良区への補助金、これは債務負担行為に関するものですが、その分が土地改良区の起債の借りかえによりまして1億2,000万円ほど下がったと。これに伴いまして1ポイント減額したということになります。今言いました債務負担行為はほかにも、総合運動公園とか、いろいろありますけども、これは年々減少しております。ただ、これにかわりまして公債費のほうは、やはりバブル期の大変高金利のときに借りたものを現在返しておりますので、今の状況ですと、平成22年度が公債費のピークになると見込んでおります。当時、バブル期に借りました6%、あるいは5%台の金利がピークに達するというところで、それ以降については減少傾向にあります。

先ほど議員おっしゃられました、これからの文化会館等の建設、補修等の関係ですが、これらにつきましては、当然、建物を建てる場合につきましては、起債だけではなくて一般財源も必要になってきますので、それらを見据えて今後の計画を立てる、そのように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。水道事業の18年度事業経営の分析、また今後の動向というご質問でございますが、18年度におきましては、水道関係施設の老朽化に伴います改修等の対応で多額の費用を要しますことから、経営の健全化を図るために料金改定をさせていただいたところでございます。この結果、18年度におきましては約1億1,000万円の利益を上げ、従来に累積欠損金を回収し、利益剰余金を生じたところでございます。18年度末で改定後1年を経過したところでございますが、現段階では、当時作成いたしました財政計画のとおり、おおむね推移してきているところでございます。今後とも引き続き計画に基づいた事業推進を図ってまいりたいと考えておりますが、水需要は減少傾向を示しておりますが、今後とも事故等、不測の事態等がなければ、おおむね計画どおり現状では推移するものと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 監査委員の監査結果に伴います監査報告関係であります。議員ご指摘のように、市におきましては、従来から議会選出の監査委員による監査報告という形をとっております。ほかの市におきましては代表監査委員による報告もあるというふうに伺っております。基本的には議員ご指摘のように、議会側の出席要求等に伴うものもありますけれども、今後、議会側と協議した上で、従来、いわゆる慣例により議会選出監査委員がやっているというのは十分承知しておりますので、その辺につきましても他市の状況を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） これは一般会計も水道会計も共通なのですが、さっき言ったように、水道事業で言えば1億1,000万円の利益が出て、約9,000万円の金利で飛ぶわけね。つまり、半分近くが金利で消費されてしまうという現実の中で、そういう点では、確かにこの一覧を見れば、借りかえているのは公営企業金融公庫からの資金を借りかえているので、頑としてきかないのが財務省の財政融資資金ですね。特に昭和55年、あるいは60年前後のがみんな7%、8%、これが残っちゃっている。これは一般会計も同じですよ。一般会計はもっと悲惨で、全部と言っていいほど政

府資金ですから。それを、地方分権だ、地方の時代だと言ったって、肝心のこういうことを絶対にやらせない。何だと言うんだ。くしくも、たまたま今度の参議院選で政変があつて、国の状況だつて、その力関係が変わってきている状況の中で、私はもっと国に対して自治体がどんどん声を上げて、今度の首相候補者、わけのわからない2人、何か口曲げたのと両方やっているけれども、そういうのに対しても、どんどん声を上げると。地方格差が出たから直しますなんて体裁のいいことばかり言つたつて、結局、枠の中でやろうとしているわけですから、その点を解決するだけだつて、さっき言つたように1億で500万円違つちゃうわけですから、これは何億借りてますか。そういう点をもっともっと声を上げていく。やれ系統市長会だ、やれ系統何会だと言つたつて、どこで血管が詰まっちゃうかわからないですよ。上まできちつと行っているのかどうか。それはぜひ、せつかく地元の代議士だなんていうのも出ているのだから、どんどんしりを突つて、何のために地元だ地元だと言つているのか、もっと働いてもらうという点について、最後に見解をお願いしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今度の総裁選挙においても、地方が元気にならなければという、たらい回し論争というべきもので表現している。地方が元気になるならないは、地方自治というものは3割自治として強く認識されているわけです。どうしたつて地方で、企業がない勝浦市のような団体においては、3割自治を守るのすら大変だ。そういう自治体で国の組織がつくられてきて、それを小泉内閣で、骨太の方針で切り始めた。その辺から地方に元気がなくなってきたのは当然の話だ。したがつて、地方に元気が出るということは、地方に元気が出るのはやはり財政が伴わなければ元気が出ない。それは地方でもおのずと限度があるわけで、その辺までも立ち入つた論争が国の場においてなされなければ、今後の地方というものの反映は恐らくそう順調には進まないだろうと、そう考えております。したがつて、政府運用資金の借りかえを認めないということも、みずから国の財政を維持するための高金利を維持していくということでもありますから、こういうことは今度の総裁選の中においても、きちつと語つていただき、そして今後は、自民党のもし立て直しをするならば、やはりこういう疲弊し始めている地方を現実に取り上げて、そこで手当てすべき財政は手当てするというのが私は国の政治の根幹である、そう考えておりますので、地元出身代議士もおります、どんどん要求をしていきたいと、そう考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもつて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号ないし議案第49号 決算認定については、9人の委員をもつて構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よつて、本案につきましては、9人の委員をもつて構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、伊丹富夫議員、岩瀬洋男議員、岩瀬義信議員、忍足邦昭議員、刈込欣一議員、高橋秀男議員、土屋 元議員、根本 讓議員、八代一雄議員、以上9人の議員を指名い

たします。

なお、本案につきましては、会期との関係から閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第50号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号及び議案第51号は、総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第52号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、議案第53号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君） 平成19年度勝浦市補正予算書の31ページ、農業費の中で、節区分のうちの15. 工事請負費についてお伺いいたします。この件につきましては、市民農園の問題ですが、180万円につきまして、ここに明細が書かれておりますが、より詳しい内容の説明を聞かせていただきたいと、こういうように思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。市民農園の工事費180万円を含めた概要について、それではご説明をさせていただきたいと思っております。まず、180万円の概要についてでございますけれども、駐車場の整地関係の経費及び市民農園約38区画、区画をいたします。60平米から80平米のものが28区画、80平米から100平米のものが10区画、合計38区画、区画をいたしますので、この区画工の設置関連の工事、さらには農機具等保管用の物置、休憩用の日陰棚、看板、ある

いは電気も新たに引かなければなりませんので、その関係の配線工事、さらには井戸掘削工事関係、これらを含めまして新設整備工事費として180万円をお願いしたところでございます。

場所につきましては、大楠字北が原1368の3番付近5筆でございます。実測で3,500平米でございます。今回の補正予算につきましては、開設までの準備としての経費でございます。オープンは来年7月からを予定しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君） 市民農園に関しましての詳しい内容を説明いただきまして、まずもってお礼を申し上げます。当市でこの市民農園に取り組みましたことに対しましては、まずもって大いに賛意を表します。なぜかと申し上げますと、今や国内各地で多くの人々が休耕、あるいは遊休農地、また耕作放棄地に対して、都市部から家庭菜園的な農地を利用しての無農薬栽培等に取り組んでおられるところでございます。また、その無農薬栽培によって野菜、作物等の旬の味を賞味し、堪能しておるところでございます。私の地域でも、農業経営者は高齢化し、手暇のかかる畑地は多くの休耕、あるいは栽培放棄地がたくさん出ており、防犯、防火上も非常に困っております。また、環境についても悪化をたどるのみでございます。そのような中で、市民農園は極めて重要性を持っております。この運動がほかへも波及して、休耕農地の解消に少しでも役立つよう強く要望するところでありますが、そこで、この問題を市民にいかにして周知するか、お尋ねいたします。また、その希望者をどのような形で取り上げているのか、それも重ねてお聞きいたします。

また、当市には幸い、西東京市という友好関係を持っております都市がございます。担当課の方が、関係者がこの都市に呼びかけまして、また、地元の農家の農地を持っている方にも呼びかけて、都会菜園的な貸し農園として利用されるのも人を呼ぶと、これは関連になりますが、改めてそのようなお考えはないかどうかお聞きするところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。まず、1点目の市民農園に関する周知ということでございますが、これからのスケジュールで申し上げますと、予算が議決後に、まず、農業委員会に承認をいただく手続になります。その後、土地所有者との賃貸借契約、さらには先ほど申し上げました工事の実施に入るわけでございますが、工事につきましては、おおむね年内までを目標としてございます。その後、場合によると、早く工事が終われば、整地ができれば、もっと早い時期に周知をしたいと思っておりますけれども、遅くも来年の1月から3月にかけて公募し、これにつきましては、チラシ、ポスター、あるいは市の広報、あるいはホームページ等についてもお願いをし、十分周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、今回、主たる目的としますと、遊休農地対策の一環としてあくまで市民農園は開園したいというふうに考えておりますけれども、あわせまして、今、市民農園につきましても大きく2通りございまして、その地域住民だけを対象とする都市型の市民農園と、もう一つは地域の活性化、いわゆる農業体験を通じたグリーンツーリズムであるとか、あるいは交流人口の増加とか、こういう趣旨、目的を持った市民農園も、特に県南部でございますけれども、ふえてまいりました。私どものほうで今、目標としているのは、そういう地域振興型、先ほどお話がありました西東京市との市民交流等も含めまして、広い意味での交流人口の増加も目指していきたいという趣旨でございます。今回お願いをしたところでございます。

いずれにしましても、公設での市民農園というのは、こちらからしますと、現在、パイロット事

業、テスト事業としてこれから取り組んでいきたいと思っております。交流人口であるとか、あるいは地域の活性化に果たす役割がどれだけできるのか、そういうものを試しながら、今後、効果があれば、市民農園というものを、今度はJAであるとか、あるいは民間の農業者の方の新しい農地の活用の仕方として促進をしてみたいというふうに考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11 番（高橋秀男君） ただいま説明を受けましたが、西東京市を取り上げましたことは、現に私の地区で、新宿区役所に勤めている方でございますが、当初 35 アールほどを無農薬、無化学肥料で栽培したい、週末、休日を利用してしたいということでございました。かれこれ2年たちますが、立派なものを栽培しており、そして今、農業委員の認定を受けまして、また農林課の指導を受けまして、ほかにも借り受けまして、現在は農家として関谷に住居を移しまして 70 アールほどを栽培しております。特に無農薬ですから、除草等には人手が要りますので、常時2名の常勤を雇っております。そして、そのほかにシルバー人材センター等から派遣をいただきまして一生懸命取り組んでおります。そのような観点から、東京からもこうやって来れるのですから、十分、西東京市の人たちの、あそこはベッドタウンとして開発されたところで、昔は農地だったのですが、今はほとんど農地は見当たりません。それらの意味から、ぜひとも呼びかけて、私たちの休耕地、農地の荒廃しているところを少しでも開発されまして、よい環境になればよいのではないかと心から願望しているところであります。これは要望でございますので、答弁は必要ございません。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17 番（黒川民雄君） ページ数 39 ページ、消防費、目 3 の災害対策費でお伺いいたします。委託料 150 万円計上されているわけなのですが、これは全国瞬時警報システム、いわゆる J アラートというものでありますけれども、これにつきましては、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して全国に瞬時に地方公共団体あてに送信し、かつ市町村防災行政無線を自動的に起動するというシステム、これは既に3年ほど前ごろからだと思うのですが、システムの運用のための試験などが行われているところであります。これについてなのですが、今回、この設置を国のほうで推進しているようではございますけれども、これは全国すべてに波及されているものなのか。全国には市町村が多数あるわけではございますけれども、全国に一斉に整備をされる一環で行われているものか。あわせて、この J アラート、この警戒システムの経緯についてをお伺いしたいなと思います。非常に素晴らしいシステムだというふうに感じておりますし、地震大国でもあります。どのような経緯と、そして、今回、全国すべてに配備されているものかということも含めて、どの程度、勝浦市がそのシステムについて把握されているかということを確認したいという意味でお伺いします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。このたびの補正予算に要求いたしました全国瞬時警報システムにつきましては、私の聞いているところでは全国的に推進しているということでございます。それと、その経緯につきましては、平成 16 年 11 月に高知県芸西村で住民参加の実証実験をやっております。また、同年 9 月 27 日、中央防災会議にて、全国瞬時警報システムの説明及び啓発ビデオを放映しております。次に、平成 18 年 1 月 10 日から 3 月 7 日にわたりまして、15 都道府県、16 市町村において、全国瞬時警報システムの実証実験を行っております。その年の 3 月中に受信設備の標準使用公開を予定しているといったような経緯でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） 課長、ありがとうございます。大まかな全体の経緯かなというふうに説明いただいたと思うのですが、もう一点、答えていただけなかったんですけども、衛星通信によって行うという受信システム、私もそういう専門的なことははっきりわかっていないところで質問するのも恐縮なのですが、全国自治体の数にとっても足りない分の衛星モデム受信システムですね、これ、もし間違っていたらご指摘いただきたいのですが、696台を今回、国が予定して配備と。そうすると、これは全国すべてに行き渡っていないのではないかなと。そういうことも踏まえまして、勝浦市が今回、この計上した経緯、ちょっと聞き方が1回目悪かったのかなと思えますけれども、どういう経緯で、平たく言えば、近隣はどの程度、この整備、配備について考えているのか。例えば重点的に国が整備したのか、それとも勝浦市が整備したいのでお願いする立場であったのかとか、どういう認識に立って今回の整備を予算化したのかということをお伺いしたいと思っています。

あと、この受信の情報なのですが、これは有事の際にも使えるシステムなのだとすることを国のほうでは話していますが、具体的にどういう情報をいただけるのか。もちろん一番危惧されるのは自然災害だというふうに感じていますが、それも踏まえまして、こういった情報が送信されてくるのか。

それと、最初に伺いましたように、受信するに当たりまして、衛星のモデムが696市町村のわけありませんので、この整備に当たっての経緯、勝浦市の経緯はいかがなものだったのか、もう一度お願いいたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。696台の受信システムの配備についてでございますけれども、当該システムのモデム受信機につきましては、防災行政無線を備える全市町村と受信機が未整備の府県に2年で配備する計画であります。市町村数が平成20年の3月21日には1,795市町村になる予定でありますから、府県合わせ約3分の1の市町村が導入することになります。

それと、システム導入に当たって、どのような情報が入るかにつきましては、1つは津波警報、緊急火山情報、緊急地震速報、弾道ミサイル攻撃、航空機攻撃、ゲリラ・特殊部隊攻撃、津波注意報、気象警報等がございます。

それと、当市におけます導入に至っての経緯でございますけれども、当市においては、1回目の説明会が平成18年11月16日にございまして、それに伴って、今年の7月2日に同システムの導入意向の申請を行いまして、19年8月20日にその衛星モデムの導入を見たわけでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） ありがとうございます、課長。そうすると、696台しかない、全国の3分の1余りしか台数がないところに、そうすると、今、市側から申請というふうに言われたと思っておりますけれども、こちらからお願いして今回、配備するという考え方でよろしいかと思っておりますけれども、それで間違いないのか確認をしたいと思います。もしそうであれば、全国に先駆けて勝浦市が災害対策に力を入れているというあかしであると思っておりますので、大きな評価に値すると私は思います。

あと、3回目になってしまったのですが、一番危惧されることです。それは、市町村のいわゆる防災行政無線を自動起動するシステムということです。これで間違いないと思うのですけ

れども、そうしますと、市のいわゆる担当する課長初め係、部署ですね、これは恐らく市長初め3役も知らないうちに、有事の際ですから、地震の来る数秒前でありますから、国から通報がされるわけです。どこだったか、間違っこのシステムが起動したという事例がたしかありました。間違っった通報であれば、これはある意味では幸いするわけでありますけれども、実際に災害が起こるであろう数秒前、長くても1日前ということはありませんから、そういうときに、市民は国へは問い合わせはしないわけであります。もちろん勝浦市に住んでいる住民は、勝浦市役所環境防災課あてに、どうなっているのだ、何が起こるのだ、いつ来るのですか、どの規模でどうなのだということになるわけであります。そのときの勝浦市を初めとする担当課は、これをどのように運用していくおつもりか。間もなく始まります。間近に迫っているわけで、もちろんすばらしいシステムでありますけれども、それを運用するに当たりまして、どのように展開していくか、これは非常に大切なところだと思いますので、ぜひ明確なご答弁を、3回目でもありますので、お願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。同システムにつきまの市からの要望をしたのかということにつきましては、津波警報、気象警報等、いち早く市民に周知する必要があることは当然でございますので、同システムについては市のほうから要望いたした次第でございます。

次に、担当課における対応等につきまの件でございますけれども、同システムによって放送後に送られてきますファクス等の内容等を検討し、必要に応じまして、さらに注意を促すための行政防災無線において放送を行っていきたくと思っております。

あと、同システムは自動的に起動いたしますので、日ごろからの防災教育でも各住民に周知を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありますか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 前々段者と関連ですが、一般会計の32ページ、農林水産業費についてお尋ねいたします。この議案の説明書をいただいて、それによれば、農林水産業費の中の頑張る地方応援プログラム関係について伺います。この頑張る地方応援プログラムというのも新しい国の施策による関係の予算だと思うんですが、総務省が、地方が独自の施策を積極的に展開することによって魅力ある地方に生まれ変わるよう、地域の実情に合わせた地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対し支援する制度だと、こういうふうに言われています。頑張る地方応援プログラムということで、交付税措置ということで、勝浦市もその制度を活用しながらやろうとしているというふう理解しているのだが、まず第1点はそれでよろしいのか。しからば、頑張る地方応援プログラム、今、私、概要的に言いましたけれども、どういう内容のもので、どれほどの交付税措置がされてくるのかという点、財源的なものも含めてご説明をまずいただきたい。

その上で、実は勝浦市のホームページを開いてみると、頑張る地方応援プログラムで4本のプロジェクトを立ち上げようとしているのがわかります。その中の1つが今ここに計上されてきている、プロジェクト名が遊休農地対策及び都市と農漁村の交流促進プロジェクト、これだと思うのです。事業費が合わせて263万7,000円、これで遊休農地の解消もあるんですが、もう一つは、議案の説明書の中に、非常勤職員報酬11万円の事業拡張、鳥獣害防止対策事業、頑張る地方応援プロジェクトに伴う会議開催等の増と、こうなっているのだが、市が計画しているプロジェクト名が、さっき言った市民農園については263万7,000円の事業費で、遊休農地対策及び都市農漁村の交流促進プ

プロジェクト、もう一本のプロジェクトで、有害獣被害防止プロジェクトというのがある。これは事業費 567 万 9,000 円。今度計上されてきている報酬 11 万円については、プロジェクト名で言う有害獣被害防止プロジェクトの中の 11 万なのか。つまり、金額で言えば、567 万 9,000 円の中の 11 万円なのかどうなのかという点をお聞きしたい。

それから、プロジェクトが 4 本、ホームページには立ち上げが公表されていますが、1 本は次世代育成支援対策プロジェクト、これが事業費 1 億 3,459 万円。これは要するに、いろいろ言っているけれども、就学前の児童の医療費全額補助が乳幼児医療費助成事業、プロジェクトの中に 4 本ありまして、児童館事業、放課後児童健全育成事業というふうに 3 本あるのですが、これらは事業年度が 19 年度から 21 年度なので、恐らく採択されて進行中だと思うのだが、この点についてはどうなのか。

それから、さっきの遊休農地についても、プロジェクト期間が 19 年度から 21 年度だと思うのだが、これも既にどれほど突っ込んでいるのか、あるいはこれからなのか。

それから、有害鳥獣被害防止プロジェクトも 19 年度から 21 年度で、これはもう既に突っ込んでいると思うのだが、この辺の経過はどうなっているのか。

もう一本、ここに計上されていないのに、プロジェクト名、勝浦朝市整備プロジェクトというのがある。これは 2,014 万 8,000 円。中身を見ると、勝浦朝市整備事業で、道路整備、門前町風に石畳の舗装を行う、200 メートル。2 番目に、公衆トイレ整備、門前町風のデザインとし、周辺景観との統一を図る。これで 2,000 万円事業費が計上されているわけですが、これはプロジェクト期間が平成 20 年度から 21 年度、つまり来年と再来年になっているのだが、これは採択されたのか、されないのか。これから採択されるとすれば、その見込みは、可能性はどうか、この点についてもお聞きしたいということです。

それが勝浦市の頑張る地方応援プログラムの質問ですが、あわせて、今、全国各地でこの制度を活用する、金がないから何とか自治体は工夫し、研究して金を引き出そうという、私も勝浦市のこの姿勢は了とします。むしろもっと積極的に使えるお金はどんどん使う、活用するという姿勢に立ってもらうことは非常に結構。同時に、そのプログラムのつくり方の問題なのです。

ついでに隣の御宿町のインターネットを見てみると、御宿も、安全で安心なまちづくりプロジェクトとか、それにはハザードマップの作成とか、公共施設の耐震化等の整備事業とか、耐震審査等、老朽化の解消とか、観光美化整備事業とか、町道 0106 号の道路改良事業とか、あるいは自然と産業と調和した活力と個性あるまちづくりプロジェクトですね、海水浴場運営とか、プールの運営事業とか、月の砂漠記念館運営事業とか、観光イベント宣伝事業とか、協働のまちづくり、メキシコと交流 80 周年、サンフランシスコ号漂着 400 周年記念事業、これがこの間、メキシコのバイオリニストの関係が千葉日報に写真入りで載っていましたが、この一環だと思うのですが、それぞれ工夫されてやっている。

それから、東北のほうのある市ですが、ここではもっと系統的な、この際、まちづくりということで 4 本の柱を立てて、ちょうど勝浦市が市長のユニークな、独創的な基本計画ですか、あるいは長期計画ですか、輝く何とかとか、なかなかいいキャッチフレーズつきながら、いろいろな項目が載っているように、「健幸プロジェクト」というのを立ち上げた。1 つは、しぜんの健幸、2 つ目にかからだの健幸、3 つ目にこころの健幸、4 つ目にまちの健幸という形で、それぞれ事業費が 1 億 6,600 万円とか、あるいは 1,700 万円とか、億から千万単位の、あるいはまちの健幸なんていうの

は840万円とか。そういう事業費の中で、では、どこがやっているかという、政策企画課が企画調整を図りながらやっている。

勝浦市の場合かどうかという、恐らく私が今、質疑をやっているのは、頑張る地方応援プログラムの中で、農業問題だから農林水産課長が恐らく答弁するのでしょう。私は、こういう施策展開の場合に、それは担当は農林水産課かも知れないけれども、やはり一つのまちづくりと云ったら、ここの東北のあるまちは勝浦よりちょっと大きい、勝浦に毛の生えたぐらいの市ですが、企画調整課がキーステーションになって、どういう長期計画なり基本計画に基づくまちづくりを、この新たに出てきた国の財源を活用しながら、どういうまちづくりに肉づけしていこうとしているのか、それを各課が、だてに庁議開いているわけじゃないのですから、やはり企画課と、ほかの市民課、介護健康課、税務課、みんな同列かもしれないけれども、しかし、仕事柄、企画課というのはそれらを調整を図っていくわけですから、総務課と同じように。だから、やはりそういう意味では、各課の調整を図りながら、どうまちづくりの形づくりをイメージしていくか、哲学を持ってやっていくか、こういうことだと思ふのです。それでないと、恐らく今、勝浦市がこれを採択しようとしてやっているのは、確かに企画課が呼びかけて、他課からやるものがあつたら上げてこいよと言って上げてこさせて、各課から上がってきたものを採択、可能性のあるものを拾い上げて、こういうふうにしていくと思ふ。そういう点では、そこにはまちづくりの総合的、機能的な機能が働いていないというふうには私は率直に言いたいと思ふ。例えば、今、最後に例で示したようなプログラムを見ても、そこには一本通ったまちづくりの精神がある。そういうふうには私は見受けました。そういう点で、今後もこの制度を活用していこうと思ふのだが、その場合に、どういう取り組み方をしていくのか。私は、今、私が主張していった方向をぜひとってほしいと思ふのだが、その点について答弁を求めます。以上。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） お答え申し上げます。まず、頑張る地方応援プログラム、先ほど議員おっしゃるとおりでありまして、これにつきましては、地方公共団体が地域の特色を生かし、独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組むを進めることに対して、平成19年度から21年度までの3年間について、国が支援をする制度であります。地方公共団体がみずから考えたプロジェクトは、その成果の目標を示し、広く公表するとともに、総務省では全国プロジェクトの内容を取りまとめ、総務省のホームページで公表いたします。

なお、地方公共団体がプロジェクトに取り組むための経費については、特別交付税措置等の財政支援措置が講じられます。この4プロジェクトが取り上げられた経緯等につきまして申し上げますと、6月議会でも多少お話はしたところでありますけれども、まず、第1募集につきまして、国から4月9日付で照会がございました。それにつきましては、4月16日に各課に照会をさせていただき、5月11日に締め切り、そして選考会議によりまして5課から17事業の提案があつたわけですが、事業精査等が未検討ということもありまして、第1次は見送ったところであります。2次につきまして、まだ通知が来ておりませんでしたけれども、8月、9月というようなお話でありましたので、5月21日に各課に再度照会をいたしまして、6月29日に締め切りをいたしまして、第2次提案分についての各課等のヒアリングを7月11、13日にいたしまして、そのプロジェクトについて、第2次選考会議ということで、協議メンバー、これは特別職、総務課長、財政課長、そして企画、私が入りまして、5課から7事業を審査いたしまして、先ほど議員申し上げております

ような4プロジェクトが決定をしたところであります。そして、8月31日にプロジェクトを提出し、市のホームページに公表したところであります。

頑張る地方応援プログラムの提案プロジェクトに対する総務省が示した内容では、既存事業を含めたプロジェクトも対象になるということで、改めて頑張る地方応援プログラムのプロジェクトに位置づけ、住民に公表すればよいとされておりました。既存事業が入っておりますけれども、この提案をした理由につきましては、1点目として、市としては、勝浦市総合計画に掲げる事業といたしまして、例えば本年度当初予算で市単独で拡充した乳幼児医療費支給事業のように、国や県の基準を超えて、既に頑張っているという施策もプロジェクトに位置づける必要があることから提案したものであります。

2点目は、国は特別交付税で単年度限度額3,000万円の支援を示しておりますけれども、果たして本年度の特別交付税が昨年度より3,000万円多く来るかという懸念もあります。と申しますのも、特別交付税は地方交付税法では所得税や酒税などの法定5税の法定割合で集められた総額の6%と定められております。今回の頑張る地方応援プログラムの財政支援分が交付税総額の中で措置されているため、これまで措置されているものの、算入割合が薄まるのではないかと、また、本年は台風等による大きな被害も出ている市町村が多く、これら地域への災害復旧支援として特別交付税が配分されるため、結果としてプロジェクトを提出した市町村では3,000万円の純増は見込まれないのではないかと考え、多額の一般財源を要する新規事業は本市の財政状況からそう多くは取り込めないと判断したことによるものであります。

また、こういうものは企画課で企画立案等すべきではないかというようなお話もございますけれども、今回、各課に照会し、提案をお願いしたわけであります。企画課の提案としてももちろん提案させていただいたところですが、この中で、今、勝浦市は何が問題か、何が重要かということをご各課に説明会を通じて提出するようというような指示もございまして、今回、4つの事業が選定されたものと思っております。

国の採択というお話ではありますが、特に国の審査というものはありませんので、この4プロジェクトが勝浦市のプロジェクトとして提案されております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

[14番 八代一雄君入席]

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。有害鳥獣対策協議会の2回分の開催に係る報酬11万円をお願いした理由についてでございますけれども、もともと本協議会の報酬につきましては、19年度当初予算で1回分5万5,000円でございます。その後、本年4月に農林水産省で鳥獣害防止対策事業というものが新たに創設をされました。これは、農林水産省が公募制で鳥獣捕獲に関して、市町村ではなく、団体に直接交付金を支払う制度がスタートしたわけですから、有害鳥獣対策協議会の会長に相談をし、応募したところ、農林水産省のほうで内示として100万円、箱わな約30基分が大丈夫だという内諾を得たということでございます。ただ、この正式な

計画書を提出するに当たっては、本協議会の正式な議決、計画書の作成が必要でございますので、当初予算で見込んでおりました1回分の報酬はもう既に執行したところでございます。今回、頑張る地方応援プログラムの関係で事業拡大、あるいは事業内容の説明、あるいは事業の総括、こういうものを2回程度、有害対策協議会に諮らなければならないということで、2回分の報酬をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 頑張る地方応援プログラムについては、いろいろと答弁もありましたし、今のは、要するに頑張る地方応援プログラムとして予算計上の補足説明をいただいた中で、そう言っているから、それではインターネットで公表している有害鳥獣捕獲事業、イノシシ、鹿、猿及び小型獣用箱わな及びくりわなの設置等という事業があるんだが、この被害防止プロジェクトの中の一環としての11万円ですかと、それでいいのかと聞いたので、そうだとすれば、そうだと、それだけでいいのですよ。もう一度。聞いたのはそういうことね。この会議の内容がどうかというのは聞いていない。その内容を言ってもらうにこしたことはないけれども、そういうことです。

いずれにしても、私はやはり、せっかくある、国で示してきている制度ですから、積極活用すると、そういう立場、姿勢に今後立ってもらいたいと思うのですけれども、その点についての構えの問題について。やはり何たって行政のプロが絶えず情報を張りめぐらしながら財源確保のために、同時にまた、それぞれの課のビジョンを持った、先を見通した諸施策を、新規事業も含めて、金かけるだけが新規事業ではないので、金がかからなくとも新規事業をやってやれないことはないので、そういう工夫とか、そういう積極性とか、実際に勝浦市政を動かしているのは課長の皆さん方ありますから、そういう点で、もうちょっと積極姿勢を持っていただきたいと思うのだが、それを統括する市長としてはどうなのか、一言ご答弁をいただきたい。

それから、1回目にちょっと外しちゃって申しわけないのだが、補正の介護関係で、介護サービスの予防サービス等のところ、負担金補助及び交付金2,363万9,000円、介護予防サービス給付費からの組み替え、それが計上されているし、負担金補助及び交付金、これは保険給付費の介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費、この減額が2,363万9,000円、居宅介護サービス給付費へ組み替えた。これは単なる組み替えということでの予算計上だが、しかし、中身は非常に大事な内容を含んでいるというふうに理解、認識しています。

つまり、今度、後期高齢者制度もそうですし、いわゆる老人保健法の改正、その他に伴って、国は施設介護から居宅介護ということを相当力を入れてきている。つまり、何とか医療費を削減する。そのために、私に言わせれば、後期高齢者医療制度が、その最大の目的は医療費の削減ということだと私は理解している。そういう点から言うと、やはり何とか施設介護からそれを、言葉は悪いが、追い出して、そして居宅介護に持っていく。一見高齢者はついの住みかとしての自宅で、家族から介護を受けて、居宅で、自分の家で人生を全うしたい、病院のベッドじゃなくて畳の上で人生を終わっていきたいという願いがあります、確かに。そういうことから、居宅、居宅と言い出してきているのですね。ところが、では本当に日本の家族構成の中で、全国的にも、いわゆる労働人口と高齢者との関係を言うと、生産人口等の率がこの間発表されていましたが、5人に1人を支えると。早晚、10年後ですか、3人に1人で支えていかなければならないという高齢化が来ると。勝浦も、もう65歳以上の高齢化率は3割ですから。日本の介護力が今、世界の中で一番弱いというのが定説になっている。そういう中で、この予算を振り替えたということは、やはり高齢者を施設介護か

ら追い出して居宅に変えるということだと思う。その点をどう考えるのか。今度、こういうふうには予算の組み替えが行われたけれども、数字的にはかえてなくて、行ってこいの予算の組み替えであるけれども、しかし、特に全国的にベッド数をどれだけ減らすか、特に療養型病床群については、療養病床の大幅削減、今、28万床あるのだけれども、それを15万床にするということでしょう。介護療養病床は2012年3月末で廃止だと。2012年というから、今、2007年だから、あと5年後には廃止しちゃうんだと。医療保険適用の療養病床は、医療区分1の患者はすべて、医療区分2の患者も3割は退院させる計算だと。この療養型病床の削減計画からすればね。あるいは医療病床も減らしていくということもあるのだけど、そういうことが前提に立った、結局、今回の組み替えというのはそういうことではないですか。

そうなってくると、例えば具体的に言えば、卑近な例で、私の近所で老夫婦がいます。1人は厚生年金受給者であったのが、塩田病院の一番奥の病棟、要するに療養型病床群に入っています。ずっと、もう七、八年になりますかね。これももう追い出されて、家に帰ってくる。家に残っているのは、高血圧で、自分の身もなかなか対処できない、何とか今、ひとりで暮らしているけれども、その奥さんしか残っていない。そういう中で、果たして居宅介護はできるのかどうかという問題が出てくるわけですね。だから、その辺のところをちゃんとフォローするのならいいですよ。ちゃんとフォローできて、厚労省が考えているような介護力、在宅を支えるヘルパーが来て、24時間体制で在宅介護を支えるだけの条件があるのかというふうには私は言いたい。そこをどう考えるのか。結局、総野園のような、あるいは裕和園のような特養をもっとふやしてくれるかという、今のところ、そういう目安は全くたっていないわけでしょう。仮にふやしたとしても、それは介護保険で賄うわけですから、保険料にそれが連動していくと。そうなったら、これから高齢者はどうしていいのか。私、高齢者だから、本当にこの点は切実なのです。それらの背景も踏まえて、勝浦市の介護保険事業はどうやっていこうとしているのか、その点について伺っておきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私、地方分権ということが叫ばれてきた時代において、もう過去になりましたけれども、その時点から、地方分権が進めば、政策立案力と政策の遂行力によって地方自治体の格差が生じるだろうと。したがって、我々の不勉強でそういう事態になってはならないと。したがって、皆さんに特に勉強して、新しい施策、どのような資金が利用できればこういう事業ができるという勉強をぜひともやってもらいたいということをお願いも、そして現在、頑張る地方のこういう制度ができてきまして、勝浦市としても、ではこれをということで取り組んだのがこの実情でございます。確かに100%そういう体制ができていくかというと、現在の勝浦市においては、私を含めてまだ不十分であるという認識であります。今後、そのような競争が激しくなる地方の自治体において、これは許されざることで、より一層の勉強と、それから我々が職務に対する責任能力の開発をもっとすべきだという思いでいっぱいでございますので、今後ともその分野における私の取り組みは、より以上の積極性と、そしてスタッフに対する働きかけを続けていく必要があるというふうには認識をしております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 議員ご指摘の在宅の関係の施設の増はどのように考えておられるのか、また、その対策についてというお話でございますけれども、現在、市内には特別養護老人ホームとし

て総野園及び裕和園の2カ所が開設されておるところでございます。また、さらに同様の施設整備ができれば、入所待機者等の解消が一部図られると思われませんが、その反面、議員ご指摘のとおり、介護保険料の負担増も考えられます。これらの対応といたしましては、今現在、デイサービスやショートステイを取り入れ、ケアプランを工夫いたしまして、介護者及び要介護者本人の負担軽減を図るように努めておるところでございます。また、緊急入所が必要な場合には、施設と協議をし、ショート及びミドルステイで対応しておるところでございます。しかしながら、来年度には、平成21年度から平成23年度までを期間といたします第4期介護保険事業計画を策定いたします。その時点におきまして、今後それらを含め、十分協議、検討し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 1点だけお伺いしたいと思うのですが、一般会計補正予算で、後期高齢者医療制度にかかわる事業及び財政の問題であります。19年度の当初予算で総務費、情報管理費として、住民情報システム修正業務委託料3,300万円、これは説明ですと、平成20年から始まる後期高齢者医療制度に対応するため、市民の中から75歳以上の人を拾い上げる作業だというふうに説明があったと私は理解しているのですが、これが1点。

そして、もう一つは、衛生費の中で老人福祉費、後期高齢者医療制度対応システム開発業務委託料、これはオンラインシステム経費として、つまり、前段でお話ししました75歳以上の人たちを全国的にオンライン化すると、こういうので1,500万円、縮めて4,800万円の当初予算が組まれたというふうに私は認識しておるのですが、今回、この9月の補正で、また総務費、情報管理費として、19ページでございますが、住民情報システム修正業務委託料1,866万1,000円、後期高齢者医療保険制度改革に伴う既存住民情報システム改良業務として1,811万4,000円ですね、このほかに生活保護云々というのがあるのですが、これが生活保護システム改修業務として54万6,000円計上されている、それで縮めて1,866万1,000円の予算が計上されております。

そして、もう一つは、29ページ、衛生費、老人保健費なのですが、これは後期高齢者医療制度改良システム開発業務委託料としてあります。これは当初予算では4,800万円、この補正では1,056万8,000円と1,811万4,000円、これは生活保護は入れていないのですけど、これを入れると1,866万1,000円になるのですが、これを合計した金額が当初予算と補正で組まれているというふうに私は理解をしているのです。これでいいのか。これがすべて当初予算と今回の補正で、この20年から始まる後期高齢者医療制度にかかわる事業の準備事業としては全部終了するのだろうか。そして、その総額はどのくらいなのか。そして、この金は、この財源はどういうふうになっているのか。国が勝手に決めた、勝手にとってはおかしいのですけれども、後期高齢者医療保険制度、この議会でも同僚議員のほうから、さまざまな具体的な事実を上げてのご批判がありまして、私もこの事業そのものについては大変疑問視している者であります。しかし、やるとなると準備事業を始めたわけですが、国でこういう事業を決めて、そして各地方自治体にやらせるときに、一体この財源はどうなっているのか。それが1点。

もう一つは、当初予算で4,800万円上げて、またこの9月でこれだけの補正予算を組んだということは、なぜ2つに分かれてしまったのか。当初からの事業計画というのは当初予算で組めなかったのか。あるいは財源の関係で2つに分けてやらなきゃいけなかったのか。この辺がどうもじっくり理解できないのでご説明をいただきたい。そして、先ほども申し上げましたけれども、本件の事

業費の総額は最終的にどのくらいになるのか。ただいま私が申し上げました当初予算と今回の予算だけでいいのかどうかを含めてご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、ご答弁申し上げます。まず、1点目の財源でございますけれども、これにつきましては、当初予算のほうにも計上されておりますけれども、国庫補助金、あとは一般財源という形になっております。

次に、2点目の補正予算に提出した理由でございますけれども、確かに当初予算の段階におきましては、どちらかというシステム概要という形で予算見積もりがされていたのが現状だと考えます。そういったしますと、当然に仕様説明書並びにシステム仕様書が順次出てくるというような関係になりますので、したがって、システム仕様書の提出にあわせて今回、補正のほうを行ったということになります。したがって、今後また1回、2回とシステム仕様書が明白になりますので、そういったしますと、必ずしも今の金額で最終的に決算がなし得るかということにつきましては若干不明な点がありますので、イコールにはならない可能性は残されております。しかしながら、私のほうとすれば、ここまでシステム仕様が明らかになった段階で補正のほうも上げておりますので、今後、仕様書がどのような形で示されても、基本的には今回上げた補正予算の範囲内で業務のほうは展開したいと考えております。

それと、あと、総額につきましては、基本的にシステム仕様に係るものにつきましては、今回のこの額でという形で基本的には考えております。

なお、このシステムにかかわります経費並びに先ほど財源のところでも申し上げました国庫補助金との乖離につきましては、勝浦市だけでなく、全国問題になっているところでございます。したがって、国のほうでも、この計画が要するにどれだけ実情と乖離があるのかということにつきましては、調査をするということで明言しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） どうもありがとうございます。それでは、国や県や市の財源の負担割合というのはまだ不明確ということですか。先ほどの答弁ですと、国庫補助と一般財源だと、こう簡単にお答えになったので、問題は、私が質問したのは、その割合が聞きたいわけです。国が決めたのだから、基本的に私の感覚とすれば、国政選挙は国が勝手にやる選挙だから、あれは全額国が出すのでしょうか。県会議員の選挙は県でやるのだから、全額県が出すのでしょうか。これだって国の事業としてやるのだから、本来こんな弱小の自治体が自腹を切って、大枚でもってこの事業をやらなきゃいけない理由なんかないのです。ましてこれだけ問題になる後期高齢者の医療制度ですから。国が勝手にやるのだったらやるでしょうがないけれども、全額国で持つというのが私の見解なのです。だから、そこで、こんな制度に市がどのくらい出すのか、率直に申して腹立たしい思いがありますので、できるだけ国に責任を持たせるということをきちんと地方自治体の意思として私は国に伝えるべきだというふうに思うのですが、今、行政側の答弁ですと、ごく簡単に、国庫補助と一般財源だと。それはそうだよ。それ以外にはないだろう。問題は、その割合をどうするというふうになっているのかということをお聞きしたので、全国的にこれは問題になっているようで、国も調査をするというふうに言っているからという答弁でしたから、この辺が、負担割合がわからないまま、事業の規模だとか事業経費はこれだけあるものを、負担割合も示さないで勝手に国がやらせるというのはおかしい話だと思うのですが、その辺、もう少し丁寧な説明をお願いしたいと思います。以

上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、負担割合につきましてご答弁させていただきます。基本的には、この事業につきましては、まず市町村が実施する事業として位置づけられているものと、あと、保険者が実施するものとして位置づけられているもの、この2つから成り立っております。それで、市町村が実施する事業につきましては、国が定めます基準額の2分の1が国庫補助金として交付されるという形になります。もう一点の保険者が実施する事業につきましては、これは定額でございます、とりあえず勝浦市の被保険者数からいたしますと250万円が定額部分という形になります。これはつい最近来たデータなのですが、厚生労働大臣が定める基準額というものが約788万円でございます。その2分の1でございますので、大体390万円ぐらいが交付額になるという形になろうと思います。基本的には、国の説明によりますと、今回のこのシステムにつきましては、初期投資という形になりますので、継続的な経費ではないと、そういうことなので、要するに臨時的経費について補助をするのですよというような形で情報を得ております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 厚生労働大臣の答弁みたいな感じがしてしょうがないのね。というのは、あなたたち、こういう勝浦市の厳しい財政状況、財政状況と言いながら、国がこれだけしかくれないよといったことについて、ちっとも腹立たしいような感じが全然起こってないんだな。この事業、先ほど申しあげました当初予算4,800万円、今回、1,800万円と1,000万円だから2,800万円でしょう。これだけの事業のうち、今の答弁だと、厚生労働大臣が定める基準額が788万円、この2分の1の390万円が交付だと。市町村が実施する事業が、国が2分の1。そうすると一体、この事業、私は今、当初予算と補正予算でこれだけ上がっていますよと申しあげました。このうち市が負担しなければいけない金額は今のところ幾らと計算しているのですか。私は大変な金額になっていると思うのですね。こんなことを、国が勝手に決めて、国が勝手に事業やらせておいて、あとのしりぬぐいは全部市町村に押しつけている。地方分権なんて言ったって、税源移譲なんて言ったって、そんな税源もらっていないでしょう。それを厚生労働大臣が答弁するような立場で答弁されると何か違和感を感じるのだけど、一体この金額、これだけの当初予算と今回の9月補正で計上された予算のうち、市が実際、今のところ負担しなければならない金額は幾らですか。具体的に答弁願います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 答弁いたします。単純に申せば、今回のこの補正と当初予算に乗りました合計の金額から、当初予算に乗せました国庫補助金を差し引いた数千万円という形になります。それで、市のほうとして、要はそういったことについていかがなものということでご指摘をいただきましたけれども、冒頭にも申しあげましたように、この件につきましては、ある民主党の議員さんからも国のほうに、市町村、各団体なのですけれども、このシステム整備に当たって国庫補助金との乖離が非常に激しいということでございます、それはどうなっているのかということでも質問趣意書が上げられたようでございます。それにつきまして、国のほうは、ある一定の基準の見積もりをとってやったような答弁をしておったようでございますが、ただ、余りにも乖離が激しいので、その件については改めて調査をして、状況によって、これは国保関係にかかわるものでございますけれども、特別調整交付金のほうで調整をするというような方向性も若干あるようでございます。

それと、あともう一つ、この乖離につきましては、これも冒頭にも申し上げましたように、当市だけではございませんで、各市町村のほうからも市長会等を通じて、この辺の後期高齢者制度の出發に当たって、地方負担がなるべく生じないようにということで要望も出されていることについては承知はいたしております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 52 号は総務常任委員会へ、議案第 53 号は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第 2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（末吉定夫君） 日程第 3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明 9 月 19 日から 9 月 25 日までの 7 日間、委員会審査等のため休会したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、9 月 19 日から 9 月 25 日までの 7 日間、休会することに決しました。

散会

○議長（末吉定夫君） 9 月 26 日は午後 1 時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 35 分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第 44 号～議案第 53 号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第 4 号～請願 6 号、陳情第 2 号の委員会付託
1. 休会の件